

証券コード 4497
2021年6月9日

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目4番28号
株式会社ロコガイド
代表取締役 穂 田 誉 輝

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及びご家族・関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、健康と安全、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、当日のご出席に代えて、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って事前に書面又はインターネットにより、2021年6月23日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。また、株主総会終了後、オンデマンド配信をいたしますので、会場へのご来場を控えていただき、オンデマンド配信でのご視聴をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分です。）
2. 場 所 東京都港区三田一丁目4番28号
三田国際ビル 地下1階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第5期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 共同株式移転計画承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://locoguide.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- (1) 連結株主資本等変動計算書
- (2) 連結注記表
- (3) 株主資本等変動計算書
- (4) 個別注記表
- (5) 株主総会参考書類「第1号議案 共同株式移転計画承認の件」のうち、
5. くふうカンパニーに関する事項 (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

従いまして、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://locoguide.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、株主様・ご家族様の安全を第一にお考えいただき、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

議決権の事前行使の方法については、4頁から5頁をご参照ください。

1. 株主総会動画のオンデマンド配信について

当日の株主総会の議事進行については、質疑応答を含め、後日オンデマンド配信を行う予定です。オンデマンド配信の視聴を希望される株主様は、当社ウェブサイト株主総会関連資料ページの「オンデマンド配信視聴申込のご案内」よりお申込みください。

＜お申込み受付：6月24日（木曜日）午後6時30分まで＞

<https://locoguide.co.jp/ir/stock/meeting/>

＜ご注意事項＞

- お申込みの方には、オンデマンド配信視聴用URLを、メールにてご連絡いたします。
- 万一、何らかの事情により変更がある場合は、当社ウェブサイト株主総会関連資料ページにてお知らせいたします。
- お電話でのお申込みは承っておりません。
- 事前のご質問については受け付けておりません。

2. ご来場される場合について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知及び定時株主総会参考書類（別冊）をご持参くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会場におきまして下記の「ご注意事項」に記載する対策及びその他の必要な措置を実施いたします。

＜ご注意事項＞

- 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席数が確保できず、止むを得ずご入場をお断りする場合がございます。
- 当日、入場時に体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。37.5度未満であっても、咳などの症状が見られる場合はご入場をお断りする場合がございます。
- マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを着用いただけない場合はご入場をお断りさせていただきます。
- 株主総会の議長、役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 当社役員につきましては、インターネット等の手段を用いて本定時株主総会に参加させていただく場合がございます。

- 開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく可能性がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 議事の記録及びオンデマンド配信のため、株主総会のビデオ撮影を行います。ビデオ撮影に関しましては、可能な範囲において、ご出席株主様が映り込まないように配慮いたしますが、止むを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 撮影、録音、録画はご遠慮ください。

議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の方法がございます。

1. 株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時：2021年6月24日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分です。）

2. 書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

3. インターネットによる議決権の行使

(1) パソコン等による議決権の行使

下記の議決権行使ウェブサイトアクセスし、議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト：<http://www.web54.net>

議決権行使期限：2021年6月23日（水曜日）午後6時30分入力分まで

(2) スマートフォン等による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を、スマートフォン又はタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

議決権行使期限：2021年6月23日（水曜日）午後6時30分入力分まで

<ご注意事項>

1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面又はインターネットによる議決権行使における各議案に賛否の表示がない場合の取扱いについては、会社提案に賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権行使をされる方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先
三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
[電話] 0120-652-031（通話料無料）（受付時間：午前9時～午後9時）
- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にてお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行証券代行部 [電話] 0120-782-031（通話料無料）
（受付時間：午前9時～午後5時 土日休日を除く）

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度において、わが国では新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言が発出されるなど、経済活動が大きく制限されました。当社グループが事業展開する小売業界においては、経済産業省発表の「商業動態統計」によると2020年の小売業の販売高は146兆4,570億円（前年比101.0%）と堅調に推移いたしました。また、株式会社電通が発表する「2020年日本の広告費」によれば、2020年のインターネット広告費は2兆2,290億円（前年比105.9%）と成長している一方、折込広告費は2,525億円（前年比70.9%）と大幅に減少いたしました。今後も折込広告市場は縮小し、インターネット広告市場の発展などのデジタル化が進んでいくことが想定されております。

このような経営環境のもと、当社グループは、「地域のくらしを、かしく、たのしく」をビジョンとし、地域情報に関するサービスの提供を通じて、ユーザーの「時間×場所」の価値を最大化し、日本の生活者の行動を変えるサービスの創出に取り組んでまいりました。

また、さらなる事業拡大や企業価値向上に向けて、地域情報のデジタル化や地域コミュニティに関連した企業及び成長分野に関連する企業等への投資を行い、投資先の価値向上を通じたキャピタルゲインを獲得することを目的として投資事業を開始いたしました。

当連結会計年度の経営成績については、売上高は2,023,919千円、営業利益は480,409千円、経常利益は475,334千円、親会社株主に帰属する当期純利益は354,549千円となりました。なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前期との比較を行っておりません。

セグメントごとの経営成績は、次の通りであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の単一セグメントから「インターネットメディア事業」「投資事業」の2区分に変更しております。

(インターネットメディア事業)

主力事業であるチラシ・買物情報サービス「トクバイ」において、新型コロナウイルス感染症の影響によりソーシャルディスタンスが求められる中、小売店舗の混雑状況を確認できる「混雑ランプ」のサービス提供を開始いたしました。観光施設、宿泊施設、レジャー施設及びスポーツ施設等の「トクバイ」利用店舗以外でも「混雑ランプ」の導入が進み、東京都など地域の自治体との連携も飛躍的に拡大いたしました。機能面では、小売企業が手軽に販促動画を作成できる「スポットライト動画」の提供を開始し、サービスの価値向上に努めました。販売面では、ジム・フィットネス施設やリラクゼーションなどのサービス業態での成果報酬契約も開始し、有料契約店舗数も拡大いたしました。また、連結子会社「株式会社リテール総合研究所」を設立し、小売・流通業の動向や先進事例の調査・研究を行い、解決へのアクションを提言するシンクタンクとして、業界の課題解決、発展のための支援を開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度のインターネットメディア事業の売上高は1,630,969千円、営業利益は772,971千円となりました。

(投資事業)

当社グループの企業価値を高める出資及びM&A等の投資の検討を進め、出資や保有株式の一部売却を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の投資事業の売上高は392,949千円、営業利益は70,758千円となりました。

② 設備投資の状況

当社グループが、当連結会計年度において実施した設備投資の総額は4,125千円であり、その主なものは、インターネットメディア事業における業務用PCの取得3,668千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年6月24日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、4,341,395千円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ・当社は、2020年10月1日付で、100%出資子会社である株式会社リテール総合研究所を設立いたしました。
- ・当社は、2020年10月7日付で、株式会社しずおかオンラインの発行済株式の34.3%を取得し、持分法適用関連会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2018年 3 月期)	第 3 期 (2019年 3 月期)	第 4 期 (2020年 3 月期)	第 5 期 (当連結会計年度 (2021年 3 月期))
売 上 高(千円)	—	—	—	2,023,919
経 常 利 益(千円)	—	—	—	475,334
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	—	—	—	354,549
1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	39.28
総 資 産(千円)	—	—	—	6,525,510
純 資 産(千円)	—	—	—	5,788,925
1株当たり純資産(円)	—	—	—	595.45

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第4期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2018年 3 月期)	第 3 期 (2019年 3 月期)	第 4 期 (2020年 3 月期)	第 5 期 (当事業年度 (2021年 3 月期))
売 上 高(千円)	500,887	1,008,807	1,424,149	2,023,919
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△200,017	145,684	340,468	472,063
当期純利益又は当期 純 損 失 (△)(千円)	△200,547	156,625	221,770	351,312
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△36.86	23.55	31.50	38.93
総 資 産(千円)	387,979	694,389	1,183,271	6,522,239
純 資 産(千円)	△30,960	338,131	559,720	5,785,689
1株当たり純資産(円)	△6.53	45.60	77.10	595.11

(注) 1. 当社は、2018年3月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第2期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

2. 当社は、2019年9月7日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第2期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社リテール総合研究所	東京都港区	1,000千円	100.0%	小売・流通業に関する研究調査、情報サービス「リテールガイド」の運営

(注) 当社は、2020年10月1日付で、株式会社リテール総合研究所を設立いたしました。

② 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社しずおかオンライン	静岡県静岡市	10,000千円	34.3%	地域生活情報メディアの運営

(注) 当社は、2020年10月7日付で、株式会社しずおかオンラインの発行済株式の34.3%を取得し、持分法適用関連会社を含めております。

(4) 対処すべき課題

① サービスの認知度向上とユーザー数の拡大

当社グループの持続的な事業成長のためには、当社グループが提供する「トクバイ」をはじめとする各サービスにおいて、ユーザー満足度を高めることや、サービスの認知度を向上させて、ユーザー数を拡大していくことが課題と認識しております。

この課題に対処するために、当社グループは、ユーザーのニーズに対応したコンテンツの拡充やユーザーの利便性を高めるサービス開発、広告宣伝活動及び広報活動によるサービスの認知度の向上を図ってまいります。

② 収益基盤の強化

当社グループは、小売業界を中心顧客としたインターネットメディア事業のサービスである「トクバイ」を主な収益源としております。当社が安定的な成長を続けていくためには、主要サービス「トクバイ」の有料機能の拡充を進め、顧客満足度を高めて有料店舗数を拡大し、収益基盤を強化していくことが課題と認識しております。

この課題に対処するために、サービス開発力や顧客サポート力を駆使し、マーケティング業務の効率化などの顧客の要望に応えた機能やサービスの開発を行うことにより、サービス価値を高め、収益源の多様化を図ってまいります。

③ 地域情報サービスの強化

当社グループは、地域情報サービスを展開しておりますが、当連結会計年度における総売上高に占める売上割合は小さく、当社グループが地域情報専門サービスを目指す上で本サービスを強化していくことが課題と認識

しております。

この課題に対処するために、店舗や施設の混雑状況がわかる「混雑ランプ」の導入などを通じて地域の自治体との連携を深め、IT活用支援など地域情報領域のサービス強化を図ってまいります。また、地域情報のデジタル化や地域コミュニティに関連した企業などに投資を行い、提供するサービスの付加価値向上を目指してまいります。

④ 投資事業の強化

当社グループは、企業価値向上に資する出資及びM&Aを重要な経営戦略と位置づけ、当連結会計年度より投資事業を新たに開始しました。今後も機動的に出資及びM&A等を実施していくことが最適な事業ポートフォリオを形成するために重要な課題であると認識しております。

この課題に対処するために、将来の投資機会を的確に捉え、リスク評価を徹底しつつ、出資、M&A等を機動的かつ柔軟に推進していくことで、投資事業の強化を目指してまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループが継続して成長し発展していくためには、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要な課題であると認識しております。

この課題に対処するために、事業に必要な豊富な知識や経験をもつ優秀な人材を積極的に採用していくとともに、人材育成のための教育・研修制度も充実させてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
インターネットメディア事業	チラシ・買い物情報サービス「トクバイ」などの自社メディアの開発・運営
投資事業	金融商品取引及び投資

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社及び関連会社

主要な子会社及び関連会社の所在地は、「(3) 重要な子会社及び関連会社の状況」に記載の通りであります。

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
インターネットメディア事業	76 (12) 名
投資事業	2 (-)
全社 (共通)	16 (3)
合計	94 (15)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94 (15) 名	16名増 (2名増)	36.0歳	2.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて16名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う人員の増加によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年5月14日開催の取締役会にて、2021年10月1日（予定）をもって、株式会社くふうカンパニーと共同持株会社設立による経営統合を行うことを決議いたしました。なお、この共同持株会社設立に関して、本招集ご通知の対象である2021年6月24日開催予定の当社第5回定時株主総会において、共同株式移転計画のご承認をお願いする議案を付議いたします。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 28,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,710,500株 |
| ③ 株主数 | 2,661名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
稲田 誉輝	6,796千株	70.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	620	6.4
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	339	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	152	1.6
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 482276	96	1.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	75	0.8
UBS AG SINGAPORE	68	0.7
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	67	0.7
GOVERNMENT OF NORWAY	66	0.7
株式会社SBI証券	61	0.6

(注) 持株比率は自己株式58株を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当 及び 重要な 兼 職 の 状 況
代表取締役	穂田 誉輝	株式会社くふうカンパニー 取締役 株式会社Zaim 取締役
取締役	沖本 裕一郎	経営管理本部長
取締役	前田 卓俊	技術本部長
取締役	片桐 優	コンテンツ・パートナー開発本部長 株式会社Akarico 代表取締役 株式会社ふじのくに物産 取締役 株式会社AOBEAT 代表取締役
取締役	池田 拓司	ユーザーサービス本部長 デザインアンドライフ株式会社 代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	藤原 哲也	—
取締役 (監査等委員)	橋岡 宏成	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー弁護士 トレンダーズ株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	熊坂 賢次	慶應義塾大学環境情報学部 名誉教授 株式会社Zaim 社外監査役 合同会社kenG 代表社員 一般社団法人FOODFOOD 代表理事
取締役 (監査等委員)	吉澤 航	吉澤公認会計士事務所 代表 ブライト・パートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社センチュリー21・ジャパン 社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 橋岡宏成、熊坂賢次、吉澤航は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 橋岡宏成は、弁護士としての資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 熊坂賢次は、ネットワーク社会論及びネットワーク調査法の研究者としての専門的な見地に加え、有識者としての知見を有しております。
4. 取締役 (常勤監査等委員) 藤原哲也及び取締役 (監査等委員) 吉澤航は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 (常勤監査等委員) 藤原哲也は、過去に上場企業の経理部門において、長年にわたり決算手続及び財務諸表の作成等の業務に携わっておりました。
 - ・取締役 (監査等委員) 吉澤航は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する実務に精通しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 橋岡宏成、熊坂賢次、吉澤航を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
6. 当社の監査等委員会の体制は次の通りであります。
- 委員長 藤原哲也、委員 橋岡宏成、委員 熊坂賢次、委員 吉澤航
- なお、藤原哲也は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、内部統制システムを利用した監査だけではなく、経営

会議等の重要な会議への出席や往査といった監査の手法を取り入れることが可能となり、もって情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能をより強化するためであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除きます）は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれなくするために、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	58,304	58,304	—	—	5
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,878 (9,000)	16,878 (9,000)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	75,182 (9,000)	75,182 (9,000)	— (—)	— (—)	9 (3)

（注）取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 当該方針の決定の方法

2021年3月17日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。

b. 当該方針の内容の概要

・基本方針

当社の取締役の報酬は、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指し、個々の取締役の報酬の決定に際しては職務の内容、実績・成果等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

なお、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみとし、業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、原則として支給しません。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法及び決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の委任に基づき、取締役会決議によって選定された3名以上の取締役をもって構成される報酬委員会が、本方針に従って各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分を決定します。

なお、報酬委員会については、報酬委員会規程において委員の過半数を社外取締役とする旨を定めています。

c. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役会の委任に基づき各取締役の報酬等を決定する報酬委員会から、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の役位及び職責並びに他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮した上で各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等を決定した旨の報告を受け、当該報酬等が当該方針に沿うものであると判断いたしました。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- a. 委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当社における地位及び担当

以下の者で構成される報酬委員会

穂田 誉輝（当社代表取締役）

橋岡 宏成（当社社外取締役（監査等委員））

熊坂 賢次（当社社外取締役（監査等委員））

吉澤 航（当社社外取締役（監査等委員））

- b. 委任された権限の内容

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定

- c. 権限を委任した理由

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るためであります。

ニ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2018年6月25日開催の第2回定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月25日開催の第2回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役は2名）です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役橋岡宏成及び吉澤航の重要な各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・社外取締役熊坂賢次は株式会社Zaimの社外監査役であります。株式会社Zaimは当社の関連当事者であります。取引等はありません。また、その他の重要な各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	橋岡 宏成	当事業年度に開催された取締役会全20回の全てに出席し、主に企業法務に精通した弁護士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を果たしております。また当事業年度において開催された監査等委員会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	熊坂 賢次	当事業年度に開催された取締役会全20回の全てに出席し、ネットワーク社会論及びネットワーク調査法の研究者としての専門的見地に加え、有識者としての知見から意見を述べるなど、当社の経営全般への助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査等委員会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	吉澤 航	当事業年度に開催された取締役会全20回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を果たしております。また当事業年度において開催された監査等委員会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,300

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するために、法令に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、その信頼が当社の企業価値であると認識しております。そこで、以下の方法により社会からの信頼に応える当社の企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます）に関するコンプライアンス体制を整備します。

イ. 当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

ロ. 当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。

ハ. 代表取締役は、内部監査担当者を任命し、定期的に内部監査を実施した上で、当該内部監査の結果に応じて、適切な対策又は改善を図ります。

ニ. 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の職務執行を監査します。また、監査等委員会は、内部監査担当者に対して、監査機能上の指揮命令を行うものとし、内部監査結果報告を受けるとともに、内部監査実施に関する指示及び以下に掲げる内部監査部門に関する事項につき承認をします。

- ・内部監査規程の改廃
- ・内部監査方針及び内部監査計画の策定及び変更
- ・内部監査部門長の選解任、評価及び報酬
- ・その他内部監査活動について監査等委員会が重要と判断する事項

ホ. 当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等社内規程に基づき、適正に処分を行います。

ヘ. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

ト. 反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、反社会的勢力対応規程を定めると共に、取引先については当該規程に基づき反社会的勢力に該当しないことの確認を行います。

チ. 当社は、リスク・コンプライアンス委員会規程に基づいて設置したリスク・コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進を行います。

- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、法令、定款及び取締役会規程に基づいて取締役会を開催及び運営するとともに、経営会議規程に基づいて経営会議を開催及び運営します。
 - ロ. 各業務執行取締役の職務は、取締役会において決定された各業務執行取締役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき意思決定を行うこととします。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、文書管理規程等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 取締役は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。
 - ロ. 当社は、個人情報管理規程に基づき、個人情報保護体制の確立・強化を推進します。
 - ハ. 当社の企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表取締役を中心に危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
 - ニ. 監査等委員会及び内部監査担当者は、リスク管理体制の実効性について監査します。
 - ホ. 当社は、リスク・コンプライアンス委員会規程に基づいて設置したリスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理の推進を行います。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査等委員会が求めた場合には、内部監査部門の長又は監査等委員会が選任した者を、監査等委員会の業務を補助すべき使用人として任命します。なお、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、その他の取締役及び使用人の指揮命令は受けないものとします。また、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会又は監査等委員会の選任する監査等委員の承認を得ることとします。

⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 業務執行取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査等委員に定期的に報告を行うほか、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会に出席して、執行状況を報告することとします。業務執行取締役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査等委員会に当該事実を報告するものとします。
- ロ. 取締役及び使用人が、当社における組織的又は個人的な法令等に違反する行為もしくはそのおそれのある行為又は当社が定める各種内部規程に違反する行為もしくはそのおそれのある行為を認識したときの内部通報窓口の一つとして、内部通報規程において監査等委員会を指定いたします。
- ハ. 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に定めるなどして、当社の役員及び使用人に周知徹底します。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。
- ロ. 監査等委員会は、内部監査計画について承認するとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査等委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。
- ハ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。
- ニ. 当社は、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行

- ・取締役会規程その他の社内規程に基づき、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度においては、取締役会を全20回開催し、各議案においての審議、取締役による業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
- ・業務執行取締役全員で構成される経営会議を、原則として毎週1回開催しております。経営会議は、当社の意思決定機関であり、業務執行に関する重要事項を決議するほか、各業務執行取締役に委任した業務執行に関し報告を受け、その監督を行う機関として機能しております。なお、経営会議には常勤監査等委員が出席しているとともに、経営会議の内容については取締役会において社外取締役に共有しております。

② コンプライアンスに関する取組み

- ・内部通報規程に基づき、当社の従業員を社内窓口とし、外部の弁護士を社外窓口とする通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を運用しております。
- ・全従業員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。
- ・内部監査規程に基づき、内部監査を通じて各部署における法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。

③ リスク管理体制の強化

- ・取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しております。
- ・リスク・コンプライアンス委員会において、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、審議しております。
- ・内部監査規程に基づき、毎月実施される内部監査を通じて、各部署における業務上のリスクの把握・確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。

④ 監査等委員会監査の体制

- ・監査等委員会は、監査等委員会規程及び各種法令等に基づき取締役の職務の執行の監査等を行っております。具体的には、取締役会等の重要な会議への出席、取締役を含む役員等との面談の他、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を構築することにより、適切な三様監査を実施しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案して、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は第3期より当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来においては、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率(%)については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,278,209	流動負債	525,927
現金及び預金	2,807,932	買掛金	17,346
売掛金	106,741	未払金	76,292
貯蔵品	602	未払法人税等	117,144
営業投資有価証券	3,347,776	前受金	241,947
その他	15,224	賞与引当金	3,841
貸倒引当金	△66	その他	69,354
固定資産	230,996	固定負債	210,657
有形固定資産	60,318	資産除去債務	38,020
建物	61,609	繰延税金負債	172,636
工具、器具及び備品	17,914	負債合計	736,585
その他	5,584	(純資産の部)	
減価償却累計額	△24,791	株主資本	5,315,973
無形固定資産	587	資本金	2,259,434
商標権	567	資本剰余金	2,323,862
ソフトウェア	20	利益剰余金	732,945
投資その他の資産	170,089	自己株式	△269
投資有価証券	122,978	その他の包括利益累計額	466,137
差入保証金	47,111	その他有価証券評価差額金	466,137
繰延資産	16,304	新株予約権	6,814
株式交付費	16,304	純資産合計	5,788,925
資産合計	6,525,510	負債純資産合計	6,525,510

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,023,919
売 上 原 価		437,578
売 上 総 利 益		1,586,341
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,105,931
営 業 利 益		480,409
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
為 替 差 益	155	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,528	
そ の 他	0	3,685
営 業 外 費 用		
株 式 公 開 費 用	2,000	
株 式 交 付 費 償 却	6,338	
そ の 他	421	8,760
経 常 利 益		475,334
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	173	173
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		475,508
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	140,962	
法 人 税 等 調 整 額	△20,003	120,959
当 期 純 利 益		354,549
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		354,549

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,277,467	流動負債	525,892
現金及び預金	2,807,189	買掛金	17,346
売掛金	106,741	未払金	76,292
貯蔵品	602	未払法人税等	117,109
営業投資有価証券	3,347,776	前受金	241,947
前払費用	14,793	賞与引当金	3,841
その他	430	預り金	21,096
貸倒引当金	△66	その他	48,258
固定資産	228,467	固定負債	210,657
有形固定資産	60,318	資産除去債務	38,020
建物	61,609	繰延税金負債	172,636
工具、器具及び備品	17,914	負債合計	736,550
その他	5,584	(純資産の部)	
減価償却累計額	△24,791	株主資本	5,312,737
無形固定資産	587	資本金	2,259,434
商標権	567	資本剰余金	2,323,862
ソフトウェア	20	資本準備金	2,259,434
投資その他の資産	167,561	その他資本剰余金	64,428
関係会社株式	120,450	利益剰余金	729,709
差入保証金	47,111	その他利益剰余金	729,709
繰延資産	16,304	繰越利益剰余金	729,709
株式交付費	16,304	自己株式	△269
資産合計	6,522,239	評価・換算差額等	466,137
		その他有価証券評価差額金	466,137
		新株予約権	6,814
		純資産合計	5,785,689
		負債純資産合計	6,522,239

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,023,919
売 上 原 価		437,578
売 上 総 利 益		1,586,341
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,105,679
営 業 利 益		480,661
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
為 替 差 益	155	
そ の 他	0	156
営 業 外 費 用		
株 式 公 開 費 用	2,000	
株 式 公 付 費 償 却	6,338	
そ の 他	416	8,755
経 常 利 益		472,063
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	173	173
税 引 前 当 期 純 利 益		472,236
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	140,927	
法 人 税 等 調 整 額	△20,003	120,924
当 期 純 利 益		351,312

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ロコガイド

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 倫 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝 彰 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ロコガイドの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロコガイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社くふうカンパニーは、2021年5月14日開催の両社取締役会において、両社株主総会における承認を条件とし、2021年10月1日（予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社くふうカンパニーを設立することについて決議し、株式移転計画書を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ロコガイド

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 倫 哉 ⑧

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝 彰 ⑧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロコガイドの2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社くふうカンパニーは、2021年5月14日開催の両社取締役会において、両社株主総会における承認を条件とし、2021年10月1日（予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社くふうカンパニーを設立することについて決議し、株式移転計画書を共同で作成した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当者及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、当社は、2021年4月1日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社しずおかオンラインの株式を追加取得することを決議し、2021年4月1日付で同社の株式を取得し完全子会社化しております。また、当社と株式会社くふうカンパニー（以下、「くふうカンパニー」）は、2021年6月24日開催予定の当社定時株主総会及び2021年7月7日開催予定のくふうカンパニー臨時株主総会における承認を条件として、2021年10月1日（予定）をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社くふうカンパニー（現くふうカンパニーにつきましては、商号変更の予定であります。）を設立すること（以下、「本株式移転」）に合意し、2021年5月14日開催の両社取締役会において承認の上、同日付で本株式移転に関する株式移転計画書を共同で作成しております。

2021年5月26日

株式会社ロコガイド 監査等委員会	
監査等委員（常勤）	藤原 哲也 ㊞
監査等委員	橋岡 宏成 ㊞
監査等委員	熊坂 賢次 ㊞
監査等委員	吉澤 航 ㊞

(注) 監査等委員橋岡宏成、熊坂賢次及び吉澤航は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 共同株式移転計画承認の件

当社と株式会社くふうカンパニー（以下、「くふうカンパニー」）は、2021年10月1日（予定）付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社くふうカンパニー（以下、「共同持株会社」といい、くふうカンパニーにつきましては、商号変更の予定であります。）を設立すること（以下、「本株式移転」）に合意し、2021年5月14日開催の両社取締役会において決議の上、同日付で本株式移転に関する共同株式移転計画書を共同で作成いたしました。

つきましては、本株式移転に関する共同株式移転計画（以下「本株式移転計画」）のご承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式移転を行う理由及び本株式移転計画の内容の概要その他の本議案に関する事項は以下の通りであります。

1. 本株式移転を行う理由

当社グループは「地域の暮らしを、かしく、たのしく」というビジョンの下、日本の生活者の行動を変えるサービスの創出を目指しております。主力事業であるチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」は、折込チラシを中心とした日々の買い物情報をパソコンやスマートフォンで簡単に閲覧できる仕組みを創ることで、ユーザーの利便性を高めると共に、小売企業などの顧客の経営効率化を支援する事業を展開しております。また、地域の買い物のみならず、地域の情報を網羅することで、あらゆる地域の生活者の暮らしに欠かせないサービスの開発にも取り組んでおります。さらなる事業拡大や企業価値向上に向けて、2020年10月に公表した株式会社タウンズホールディングスへの出資、2020年11月に公表した株式会社アイスタイルへの出資、2021年4月に実施した株式会社しずおかオンラインの完全子会社化等の投資も積極的に進めております。

一方、くふうカンパニーグループは「くふうで生活を賢く・楽しく」を経営理念とし、ユーザーが様々なライフイベントにおいて、より賢く、楽しく意思決定を行えるようサービスの提供を目指しております。結婚や不動産といったライフイベントに関連した領域は、ユーザーと事業者間の情報格差の大きい領域であることから、グループ全体で「ユーザーファースト」を徹底し、ユーザーの立場に立った利便性の高いサービスづくりに注力しております。同時に、各領域において「メディア+サービス」のビジネスモデルを展開することで、ユーザーの検討段階における情報収集からサービスの利用段階まで、一気通貫にサポートできるサービスづくりを推進しております。さらなる事業規模拡大及び持続的成長により企業価値の向上を図るため、2021年1月に完了した株式会社キッズスターの株式取得や、2021年4月14日に公表したハイアス・アンド・カンパニー株式会社（以下、「ハイアス社」）との資本業務提携（以下、「資本業務提携の件」）等のM&A及び新規事業開発を機動的に実施しております。

このように両社は、「毎日の暮らし」あるいは「ライフイベント」において、生活者であるユーザーにとっての利便性や豊かさを最優先に考え、情報格差の解消や利便性の高いサービスづくりに取り組むと共に、ユーザーの主体的な意思決定や行動につながる価値提供を目指しております。「毎日の暮らし」を事業テーマとする当社と、「ライフイベント」を事業テーマとするくふうカンパニーが経営統合することで、生活者のあらゆるシーンを網羅的に支援していくことが可能になります。また、個々のユーザーの生活圏や地域社会に最適化した情報やサービスを提供していくことで、「ユーザーファースト」な価値提供の深化が見込まれます。

両社の事業の親和性を踏まえて、昨年末、くふうカンパニーの業務執行取締役からの打診により、協働を通じたシナジーの創出を企図し、両社の業務執行取締役が主導する形で、本年初よりパートナーシップについて本格的に議論を開始いたしました。その後、複数回にわたる議論を経た結果、両社の経営理念の実現に向けた持続可能な発展、並びに企業価値を向上させていくためには、両社を経営統合することが相応しいとの判断に至り、2021年5月14日に両社を経営統合して共同持株会社を設置し、同一の経営グループ（以下、「統合グループ」）となることに合意いたしました。

両社の経営統合により、急激な事業環境の変化にも対応し得る強固なグループ事業運営体制を構築するために、各々の強みを活かした事業の融合と、それらを支える開発部門並びに管理部門の協力体制構築、さらには新規事業の創出に向けた投資機会の拡大に向けて、以下の事項を推進項目に掲げ、企業価値の向上を目指してまいります。なお、両社の支配株主である亀田誉輝氏（以下、「亀田氏」）は、本件の検討開始から両社の意思決定に係るプロセスには関与しておりません。

① 統合グループによる生活総合メディア・サービスへの進化

当社が提供するチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」は、ユーザーに対して、地域の食品スーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンターといった小売店舗の情報を無料で閲覧することができる機能を提供しており、2021年3月時点のトクバイを中心としたサービス全体の月間利用ユーザー数は1,600万人以上にのびます。一方、くふうカンパニーグループの株式会社くらしくらしくふうが運営するくらしに関する総合情報メディア「ヨムーノ」は、20～40代の既婚女性を中心に利用が急拡大し、2021年4月時点の月間利用者数は約1,700万人にのびます。

本経営統合により、「トクバイ」は新たなユーザーへの接点を獲得することで、サービスの利用機会を創出することが期待されます。同時に、「ヨムーノ」の開発・運営を通じて培ってきた、ユーザーニーズを捉えた情報を分かりやすく伝えるための編集力を活用することで、「トクバイ」のさらなる利便性向上も推進してまいります。また、「ヨムーノ」が拡充を進める「暮らし全方位」のコンテンツに「トクバイ」が保有する買い物情報コンテンツが加わることで、統合グループによる生活総合メディア・サービスへの進化を目指してまいります。

② 家計サービスとの連携によるユーザーの購買行動支援サービスの展開

当社が提供するチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」は、ユーザーが郵便番号や位置情報によって普段よく利用するお店を登録することができ、それらのお店のお買い得商品の情報やクーポン、タイムセールといった情報をEメールやスマートフォンアプリ等を通じて受け取ることができます。また、購入を検討している商品の他店舗での販売状況や価格等も分かるため、生活費の節約にもつながります。さらに、購入したい商品などを記録することができるメモ機能も提供しており、買い物の検討段階において日常的に欠かせないサービスとなっております。

一方、くふうカンパニーグループにおいて株式会社Zaimが提供するオンライン家計簿サービス「Zaim」は、「毎日のお金も、一生のお金も、あなたらしく改善。」をテーマに、日々の家計簿から生涯にわたる家計の見直しまで、一人ひとりの人生とお金に寄り添うサービスを展開しております。アプリダウンロード数は900万件を超え、スマートフォンアプリはもちろんのことWebからも利用ができ、様々なデバイス環境で家計簿を記録できます。また、地域や社会とのつながりも重視し、オンライン家計簿ならではのデータ解析による価値を提供しております。

統合グループによる生活総合サービスの展開において、両サービスが連携することにより、ユーザーの購入前の検討段階から、購入後の家計簿への記録まで一気通貫にサポートすることが可能となり、ユーザーの買い物に対する満足度の向上などに繋がります。また、購買データに加え、購入の検討段階も含めた包括的なデータ基盤を構築することで、両サービスの付加価値向上と共に、広告や販促、データまで法人向けマーケティングサービスの拡大を目指します。

③ 地域密着型のライフイベントサービスの展開

くふうカンパニーグループでは、ライフイベントに関する領域は、地域に根差した価値提供が肝要であると認識しており、ユーザーの生活圏に応じた最適な情報とサービスの提供拡大を目指しております。一方、当社グループは、地域の情報を網羅することで、あらゆる地域の生活者のくらしに欠かせないサービスの開発に注力しており、その一環として、静岡県を中心に、各種フリーマガジン、webサイトなどでローカルメディア事業を展開する株式会社しずおかオンラインを2021年4月1日付で完全子会社化し、ユーザーがより一層使いやすい地域情報サービスの開発を加速しております。

本経営統合により、両社グループの事業各社が保有するメディア運営ノウハウやサービス開発力を融合することで、統合グループ一体でユーザーニーズを捉えた地域密着型の情報及びサービスの提供を、結婚や不動産をはじめとする様々なライフイベントに関する領域で実現してまいります。

④ グループ事業運営に資する共通プラットフォームの強化

くふうカンパニーは2018年10月の設立以来、グループ全体のガバナンス機能を統括する立場として、コンプライアンス体制の強化を含め、統制環境の整備、強化、見直しを継続して行っております。子会社に対しては、経営管理業務、経理業務、法務業務、人事採用業務、情報システム業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築しております。また、くふうカンパニーグループの横断組織としてテクノロジー・デザイン機能を担う株式会社Da Vinci Studioは、グループ内事業会社の価値創出に向けて、グループ横断の研究開発や技術支援を行っております。

本経営統合により、これらの共通プラットフォームとしての管理機能や研究開発を強化し、統合グループの各事業会社における機動的な意思決定やサービス開発、リソースの効率化などを実現することで、急激な事業環境の変化にも対応し得る強固なグループ事業運営体制を構築してまいります。

⑤ 投資機会の拡大と起業家獲得・育成強化による事業ポートフォリオ拡大

「毎日のくらし」を事業テーマとする当社と「ライフイベント」を事業テーマとするくふうカンパニーが経営統合することで、統合グループとして保有し得る事業ポートフォリオは生活者のあらゆるシーンへ広がります。生活者を網羅的に支援していくための新たな事業領域の開拓に向けて、両社の投資事業における知見の融合による資金効率の向上と投資機会の拡大を図ってまいります。また、優秀な起業家人材の獲得と育成によるグループ経営力の強化に注力することで、統合グループのさらなる事業ポートフォリオ拡大を推進し、新たな価値提供と企業価値向上を目指してまいります。

2. 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容は、次に掲げる「株式移転計画書(写)」に記載の通りであります。

なお、「株式移転計画書(写)」第6条における別紙2-①-1～別紙3-⑤-2(新株予約権の内容)につきましては、「定時株主総会参考書類(別冊)」に記載しております。

株式移転計画書(写)

株式会社ロゴガイド(以下、「甲」)及び株式会社くふうカンパニー(以下、「乙」)は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下の通り共同して株式移転計画(以下、「本計画」)を作成する。

第1条 株式移転

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下、「丙」)の成立の日(第7条に定義する。以下、同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転(以下、「本株式移転」)を行うものとする。

第2条 丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項

1. 丙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下の通りとする。
 - (1) 目的
丙の目的は、別紙1の定款第2条記載の通りとする。
 - (2) 商号
丙の商号は、「株式会社くふうカンパニー」とし、英文では「Kufu Company Inc.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
丙の本店の所在地は東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区三田一丁目4番28号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
丙の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。
2. 前項に定めるもののほか、丙の定款で定める事項は、別紙1の定款に記載の通りとする。

第3条 丙の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称

1. 丙の設立時取締役の氏名は、次の通りとする。

取締役	梶田	誉輝
取締役	菅間	淳
取締役	西村	清彦
取締役	熊坂	賢次
取締役	橋岡	宏成
2. 丙の設立時会計監査人の名称は、次の通りとする。
誠栄監査法人

第4条 本株式移転に際して交付する株式及びその割当て

1. 丙は、本株式移転に際して、丙が甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」）の甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、それぞれの有する株式に代わり、以下の各号に定める数の合計に相当する数の丙の株式を交付する。
 - (1) 甲が丙の成立の日の前日現在発行している株式数に4.10を乗じた数
 - (2) 乙が丙の成立の日の前日現在発行している株式数に1を乗じた数
2. 丙は、本株式移転に際し、基準時の甲及び乙の株主名簿にそれぞれ記載又は記録された甲及び乙の各株主に対し、その有する甲又は乙の株式につき、次の割合にて丙の株式を割り当てる。
 - (1) 甲の株主については、その有する甲の株式1株につき、丙の株式4.10株
 - (2) 乙の株主については、その有する乙の株式1株につき、丙の株式1株

第5条 丙の資本金及び準備金の額に関する事項

丙の成立の日における丙の資本金及び準備金の額は、次の通りとする。

- (1) 資本金の額
金10,000,000円
- (2) 資本準備金の額
金10,000,000円
- (3) 利益準備金の額
金0円

第6条 株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て

1. 丙は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から②までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権と同数の、第2欄に掲げる丙の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社ロコガイド 第1回新株予約権	別紙2-①-1	株式会社くふうカンパ ニー第1回新株予約権	別紙2-①-2
②	株式会社ロコガイド 第2回新株予約権	別紙2-②-1	株式会社くふうカンパ ニー第2回新株予約権	別紙2-②-2

2. 丙は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑤までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権と同数の、第2欄に掲げる丙の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社くふうカンパ ニー第1回新株予約権	別紙3-①-1	株式会社くふうカンパ ニー第3回新株予約権	別紙3-①-2
②	株式会社くふうカンパ ニー第3回新株予約権	別紙3-②-1	株式会社くふうカンパ ニー第4回新株予約権	別紙3-②-2
③	株式会社くふうカンパ ニー第6回新株予約権	別紙3-③-1	株式会社くふうカンパ ニー第5回新株予約権	別紙3-③-2
④	株式会社くふうカンパ ニー第7回新株予約権	別紙3-④-1	株式会社くふうカンパ ニー第6回新株予約権	別紙3-④-2
⑤	株式会社くふうカンパ ニー第8回新株予約権	別紙3-⑤-1	株式会社くふうカンパ ニー第7回新株予約権	別紙3-⑤-2

3. 丙は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権者に対して、その所有する第1項の表①から②までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

4. 丙は、本株式移転に際し、基準時における乙の新株予約権者に対して、その所有する第2項の表①から⑤までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第7条 丙の成立の日

丙の設立の登記をすべき日（以下、「丙の成立の日」）は、2021年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条 株式移転計画承認株主総会

甲及び乙は、甲については2021年6月24日を開催日として、乙については2021年7月7日を開催日として、それぞれ株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第9条 株式上場及び株主名簿管理人

1. 甲及び乙は、丙の発行する普通株式が、丙の成立の日に株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手續を協力して行う。
2. 丙の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条 剰余金の配当

甲及び乙は、本計画の作成後、丙の成立の日までの間、丙の成立の日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第11条 自己株式の消却

甲及び乙は、丙の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する実務上消却可能な範囲の自己株式（本株式移転につき会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得される自己株式を含む）の全部を消却するものとする。

第12条 善管注意義務

甲及び乙は、本計画の作成日から丙の成立の日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの事業、財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙は協議し合意の上、これを行う。

第13条 本計画の効力

本計画は、第8条に定める甲及び乙のいずれかの株主総会の承認が得られない場合又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第14条 株式移転条件の変更及び本株式移転の中止

本計画の作成日から丙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙の合意により、本株式移転の条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条 協議事項

本計画に定める事項のほか、本計画に定めのない事項、その他本株式移転に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、合意により定める。

本計画作成の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年5月14日

甲： 東京都港区三田一丁目4番28号
株式会社ロコガイド
代表取締役 穂田誉輝 ㊟

乙： 東京都港区三田一丁目4番28号
株式会社くふうカンパニー
代表取締役 堀口育代 ㊟

別紙1： 丙の定款全文

別紙2-①-1～2-②-1： 甲の発行済新株予約権の内容

別紙2-①-2～2-②-2： 甲の新株予約権に代えて代替交付する丙の新株予約権の内容

別紙3-①-1～3-⑤-1： 乙の発行済新株予約権の内容

別紙3-①-2～3-⑤-2： 乙の新株予約権に代えて代替交付する丙の新株予約権の内容

別紙1 : 丙の定款全文

株式会社くふうカンパニー
定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社くふうカンパニーと称し、英文ではKufu Company Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及び外国会社その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支援、管理することを目的とする。

- (1) インターネットを利用した各種情報収集、情報処理、情報提供、市場調査、その他情報サービスに係る事業
- (2) システム、ソフトウェア及びハードウェアの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理及びこれらの仲介、代理業
- (3) コンテンツ（文章、音声、画像、動画、コンピュータソフトウェア等）の企画、開発、制作、編集、販売及び配信及びこれらの仲介、代理業
- (4) 広告事業及びその仲介、代理業
- (5) 出版業
- (6) 不動産の売買、賃貸借、管理、鑑定及びこれらの仲介、代理業
- (7) リフォーム住宅の設計、施工、請負、管理並びにこれら事業の企画及び仲介、代理業
- (8) 飲食店業
- (9) 宴会、展覧会及び各種イベント等の運営に係る事業
- (10) 金融業、投資業、貸金業、貸金代理業、集金の代行業、資金決済に係る事業
- (11) 生命保険及び損害保険の募集、締結の媒介に関する事業及び損害保険代理店業
- (12) 各種物品及びサービスの企画、開発、販売、リース、レンタル、輸出入及びこれらの仲介、代理業
- (13) 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介、代理業
- (14) 古物営業法による古物商
- (15) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
- (16) 労働者派遣事業及び職業紹介事業

- (17) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
 - (18) 写真、録画、録音物の企画、制作、編集、販売及びこれらの仲介、代理業
 - (19) フランチャイズチェーンへの経営及び技術指導
 - (20) 農業及び農業サービス業
 - (21) 医薬品の販売
 - (22) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び受託に係る事業
 - (23) 前各号に付帯関連する一切の事業
2. 当社は、前項各号の事業及び以下の事業を営むこととする。
- (1) グループ会社等の管理に係る業務
 - (2) 金融商品、不動産、その他投資商品等への投資及び運用
 - (3) 起業家支援、ベンチャー企業支援に係る事業
 - (4) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び受託に係る事業
 - (5) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社には、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」）は、報酬委員会の決議によって定める。

第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(各委員の選定方法)

第31条 当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(各委員会規程)

第32条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規程による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、代表執行役を選任する。

2. 取締役会は、その決議によって役付執行役を定めることができる。

(執行役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第8章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

- 第1条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2022年9月30日までとする。

(附則の削除)

- 第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

以上

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

- (1) 共同持株会社が本株式移転に際して両社の株主に対して交付する共同持株会社の株式及び共同持株会社の株式の割当てに関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下の通り、決定いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容

	当社	くふうカンパニー
株式移転比率	4.10	1

- (注) 1. 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式4.1株を、くふうカンパニーの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、当社又はくふうカンパニーの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2. 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式：57,861,573株

上記は、当社の発行済株式総数9,710,500株（2021年3月31日時点）及びくふうカンパニーの発行済株式総数18,051,361株（2021年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、当社及びくふうカンパニーは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、2021年3月31日時点で当社及びくふうカンパニーがそれぞれ保有する自己株式である普通株式58株及び2,601株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに当社又はくふうカンパニーの新株予約権の行使等がなされた場合においても、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

3. 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により当社及びくふうカンパニーの株主の皆様にご割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、当社の株式を25株以上、又はくふうカンパニーの株式を100株以上を保有するなどして、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社又はくふうカンパニーの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社又はくふうカンパニーの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を共同持株会社から買い増すことも可能です。

② 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーに株式会社エイゾン・パートナーズ（以下、「エイゾン」）を、法務アドバイザーとしてAZX総合法律事務所を選任しました。また、当社取締役会は、後記⑥ イ. (b)に記載の通り、①本株式移転を通じた経営統合（以下、「本経営統合」）の目的の正当性・合理性、②本経営統合の手の公正性、③本経営統合の移転比率等の経済的条件の妥当性それぞれを踏まえ、④本経営統合に係る決定が、当社の少数株主にとって不利益でないかを確保するため、穂田氏及びくふうカンパニーと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である橋岡宏成氏及び吉澤航氏、同じく穂田氏及びくふうカンパニーと利害関係を有しない外部の有識者である牧兼充氏（早稲田大学大学院 経営管理研究科准教授）の3名から構成される特別委員会（以下、「当社特別委員会」）を設置し、当社特別委員会は、当社特別委員会の法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下、「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」）を選任しました。

一方、くふうカンパニー取締役会は、後記⑥ ロ. (b)に記載の通り、本株式移転の公正性を担保するため、穂田氏及び当社と利害関係を有しないくふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である田丸正敏氏、同じく穂田氏及び当社と利害関係を有しないくふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）である西村清彦氏及び飯田耕一郎氏の3名から構成される特別委員会（以下、「くふうカンパニー特別委員会」）を設置し、くふうカンパニー特別委員会は、取締役会の委任に基づき、独立した第三者算定機関としてくふうカンパニーの財務アドバイザーに株式会社Stand by C（以下、「Stand by C」）を、くふうカンパニーの法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を指名しました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率に関する算定書を取得すると共に、各社の財務アドバイザー及び法務アドバイザーから助言を受けました。また、両社は、本株式移転に重大な影響をおよぼす可能性のある問題点の有無を調査するために、相互の経営陣に対するヒアリング調査に加え、随時経営陣間での情報共有等を実施しましたが、当該ヒアリング調査等の結果、本株式移転の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある問題点は発見されませんでした。

併せて、当社は、後記⑥ イ. (b)の通り、独立性を有する特別委員会から、当社の取締役会が、上記(1)① 本株式移転に係る割当ての内容に

記載の株式移転比率により、本株式移転の実施を決議することが、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の答申書を取得しました。

また、くふうカンパニーは、後記⑥ ロ. (b) の通り、独立性を有する特別委員会から、くふうカンパニーの取締役会が、上記(1) ① 本株式移転に係る割当ての内容に記載の株式移転比率により、本株式移転の実施を決議することが、くふうカンパニーの少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書を取得しました。

このように、当社及びくふうカンパニーは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び各社の財務アドバイザー及び法務アドバイザーからの助言を参考に、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、上記(1) ① 本株式移転に係る割当ての内容に記載の株式移転比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、かかる株式移転比率により本株式移転を行うことにつき、2021年5月14日に開催された当社及びくふうカンパニーの取締役会決議に基づき、共同で本株式移転計画を作成することといたしました。

③ 算定に関する事項

イ. 算定機関の名称並びに当社及びくふうカンパニーとの関係

当社は本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関としてエイゾンを選任し、エイゾンに株式移転比率の算定を依頼し、2021年5月13日付で株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。

一方、くふうカンパニー特別委員会は、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関としてStand by Cを選任し、Stand by Cに株式移転比率の算定を依頼し、2021年5月13日付で株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。

なお、当社の算定機関であるエイゾン及びくふうカンパニーの算定機関であるStand by Cは、いずれも当社及びくふうカンパニーの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ロ. 算定の概要

エイゾンは、当社及びくふうカンパニーが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと共に、両社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定、それに加えて、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」）による算定を行い、これらに基づく分析結果を総合的に勘案して株式移転比率の分析を行っております。

各手法における株式移転比率の評価レンジは以下の通りです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、くふうカンパニーの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てする場合に、当社の普通株式1株に対して割当てられる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	3.28～4.24
類似会社比較法	2.63～5.71
DCF法	2.80～5.47

市場株価法では、2021年5月13日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

類似会社比較法では、当社及びくふうカンパニーの両社について、比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、時価総額に対する当期純利益の倍率、事業価値に対するEBITDAの倍率等を用いて、当社及びくふうカンパニーの両社の株式価値を分析しております。

DCF法では、当社については、現在の組織体制を前提として作成した2022年3月期から2023年3月期中期経営計画に基づき、営業利益から営業利益ベースでの法人税等を控除した税引後営業利益に設備投資額、減価償却費（のれん償却費を含む）、及び運転資本の増減を加味したものをフリー・キャッシュフローとして定義しており、将来フリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しております。当該中期経営計画は、対前年度比で、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、当社が手掛けるトクバイ事業の更なるユーザー数・有料店舗数の増加、及びトクバイのメディアの価値向上による広告ビジネス拡大を通じたインターネットメディア事業の大幅な成長、地域事業の本格化による新たな収益源の創出、また、新規事業としての投資事業の加速等により、2021年度3月期から2023年度3月期にかけて、対前年度比で、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該中期経営計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、加えて、本経営統合の効果は、含めておりません。

一方、くふうカンパニーについては、くふうカンパニーが、現在の組織体制を前提として作成した3ヶ年中期経営計画（2021年9月期から

2023年9月期)に基づき、営業利益から営業利益ベースでの法人税等を控除した税引後営業利益に設備投資額、減価償却費(のれん償却費を含む)、及び運転資本の増減を加味したものをフリー・キャッシュフローとして定義しており、将来フリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しております。なお、当社は、くふうカンパニーから受領した中期経営計画を参考に、直近までの動向や、当社がくふうカンパニーに対して行ったデュー・デリジェンスの結果、当該中期経営計画の財務予測数値に影響し得ると判断した事項を加味した上で、くふうカンパニーの将来フリー・キャッシュフロー値として採用しております。当該中期経営計画は、くふうカンパニーが2020年8月12日に公表した2023年9月期にEBITDA 20億円達成を目指す中期経営定量目標の基となる財務予測数値であり、2021年9月期から2023年9月期にかけて、対前年度比で、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。具体的には、利益計画の変動要因としては対象期間を通じて、くふうカンパニーのグループ会社である株式会社おうちのくふうが手掛ける不動産買取再販事業ユーザー数の増加による不動産関連事業の伸長、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ結婚関連事業の緩やかな回復、くふうカンパニーのグループ会社である株式会社Zaimが手掛けるオンライン家計簿サービスの拡大による金融関連事業の拡大を見込んでおります。なお、当該中期経営計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、加えて、本経営統合の効果は、含めておりません。なお、2021年4月14日に、くふうカンパニーが公表したハイアス社との資本業務提携の件については、ハイアス社の市場株価を参考に、その株式価値を算定し加算する形で、くふうカンパニーの株式価値に反映しております。

エイズンは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でエイズンに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社(共に関連会社を含む)の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定への依頼も行っていません。エイズンの株式移転比率の算定は、両社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含む)については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提と

しています。

なお、エイゾンが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。当社は、エイゾンより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、エイゾンによる上記算定結果の合理性を確認しております。

一方、Stand by Cは、当社及びくふうカンパニーが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと共に、両社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法も併せて採用いたしました。

各手法における株式移転比率の算定結果は以下の通りです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、くふうカンパニーの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割当てられる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	3.28～4.24
類似会社比較法	3.01～4.76
DCF法	3.14～5.74

市場株価法では、2021年5月13日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

類似会社比較法では、当社及びくふうカンパニーの両社について、比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、時価総額に対する当期純利益の倍率、事業価値に対するEBITDAの倍率等を用いて、当社及びくふうカンパニーの両社の株式価値を分析しております。

DCF法では、当社については、当社が、現在の組織体制を前提として作成しております2022年3月期から2023年3月期中期経営計画に基づき、営業利益から営業利益ベースでの法人税等を控除した税引後営業利益に減価償却費（のれん償却費を含む）、運転資本の増減、設備投資額、及び投資事業支出を加味したものをフリー・キャッシュフローとして定義しており、将来フリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しております。当該中期経営計

画は、対前年度比で、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、当社が手掛けるトクバイ事業の更なるユーザー数・有料店舗数の増加、及びトクバイメディアの価値向上によるインターネットメディア事業の大幅な成長、また、地域事業の本格化による新たな収益源の創出、新規事業としての投資事業の加速等により、2021年度3月期から2023年度3月期にかけて、対前年度比で、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該中期経営計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、加えて、本経営統合の効果は、含めておりません。

くふうカンパニーについては、くふうカンパニーが、現在の組織体制を前提として作成した2020年8月12日に公表しております2023年9月期のEBITDA 20億円の中期経営定量目標数値(コロナ禍に伴う戦略変更により、従来の中期経営計画を2年先送りとしております)に基づき、営業利益から営業利益ベースでの法人税等を控除した税引後営業利益に減価償却費(のれん償却費を含む)、運転資本の増減、及び設備投資額を加味したものをフリー・キャッシュフローとして定義しており、将来フリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって事業価値を評価しております。当該目標数値は、2021年9月期から2023年9月期にかけて、対前年度比で、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。具体的には、対象期間を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ結婚関連事業の緩やかな回復、生活者向けの買取再販サービスの事業拡大が牽引する不動産関連事業の伸長、オンライン家計簿サービス「Zaim」の収益基盤拡大に伴う金融関連事業の伸長、豊富なユーザー基盤を活かした新たな収益源の獲得によるメディア事業の拡大、社会体験アプリ「ごっこランド」を軸としたファミリー向けデジタルコンテンツ事業の拡大による子ども関連事業の伸長など、各事業領域の継続的な成長による利益創出を計画しております。なお、当該中期経営計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、加えて、本経営統合の効果は、含めておりません。なお、2021年4月14日に、くふうカンパニーが公表したハイアス社との資本業務提携の件については、ハイアス社の市場株価を参考に、その株式価値を算定し加算する形で、くふうカンパニーの株式価値に反映しております。

Stand by Cは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でStand by C

に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社（共に関連会社を含む）の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定への依頼も行っていません。Stand by Cの株式移転比率の算定は、2021年5月13日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、Stand by Cが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。くふうカンパニーは、Stand by Cより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、Stand by Cによる上記算定結果の合理性を確認しております。

④ 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

当社及びくふうカンパニーは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、2021年10月1日を予定しております。また、当社及びくふうカンパニーは、本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2021年9月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

⑤ 公正性を担保するための措置

本株式移転の公正性を担保するために、両社は上記②及び③に記載の通り、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、両社は、第三者算定機関より、合意された株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、両社は、法務アドバイザーとして、当社はAZX総合法律事務所を、くふうカンパニーは森・濱田松本法律事務所を、それぞれ選任し、それぞれ本株式移転の方法及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けて

おります。さらに、当社特別委員会は、独自の法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任しております。

なお、AZX総合法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び森・濱田松本法律事務所は、いずれも当社及びくふうカンパニーの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

⑥ 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、穂田氏が、当社の発行済株式総数の69.98%（2021年3月31日現在）の株式を保有し、かつ、くふうカンパニーの発行済株式総数の56.70%（2021年3月31日現在）の株式を保有し、両社いずれとの関係においても支配株主に該当することから、両社は利益相反防止の観点から以下の措置をとっております。

イ. 当社

(a) 当社における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

当社の取締役のうち、当社の支配株主であり、かつ、くふうカンパニーの取締役を兼任している穂田氏、及びくふうカンパニーの子会社である株式会社Zaimの監査役である熊坂氏については、利益相反回避の観点から、当社の取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、2021年5月14日開催の当社の取締役会においては、穂田氏・熊坂氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

なお、本株式移転の比率の交渉は、2021年4月23日から2021年5月13日までの間に合計4回行われ、当該交渉を担当した当社の取締役には、利益相反のおそれのある取締役（穂田氏・熊坂氏）は含まれておりません。

(b) 当社における独立した社外取締役（監査等委員）及び有識者から構成される特別委員会からの答申書の取得

当社の取締役会は、穂田氏及びくふうカンパニーと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である橋岡宏成氏及び吉澤航氏、同じく穂田氏及びくふうカンパニーと利害関係を有しない外部の有識者である牧兼充氏（早稲田大学大学院経営管理研究科准教授）の3名から構成される特別委員会を設置し、①本経営統合の目的の正当性・合理性、②本経営統合の手続の公正性、③本経営統合の経済的条件の妥当性のそれぞれを踏まえ、④本経営統合を実施する旨の取締役会決議を行うことが、当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問しました。また、当社特別委員会は、独自の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛

利・友常法律事務所を選任しております。

当社特別委員会は、2021年3月17日から2021年5月13日までに、会合を合計6回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。当社特別委員会は、かかる検討にあたり、その法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、上記諮問事項の検討にかかる留意点の説明を受けた上で、当社が選任した第三者算定機関であるエイゾンによる株式移転比率の算定結果を入手すると共に、当社より、本経営統合の背景・目的、本経営統合により向上することが見込まれる企業価値の具体的内容、本経営統合後の経営体制・方針、事業計画等についての説明に加え、本経営統合の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率を含む本経営統合の諸条件の交渉経緯及び決定過程等についての説明を受けています。また、当社特別委員会は、くふうカンパニーに対しても質疑応答を実施し、くふうカンパニーから本経営統合の背景・目的等、事業計画等についての説明を受けています。さらに、当社特別委員会は、エイゾンによる株式価値の算定方法及び株式移転比率に関する説明も受け、これらに関する質疑応答を行っております。加えて、当社特別委員会は、くふうカンパニーが2021年4月14日に公表しました「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社との資本業務提携契約の締結、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社株券（証券コード：6192）に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」に関して、くふうカンパニーから、当該資本業務提携の件についての背景及び合理性等の説明を受け、当社からも、当該資本業務提携が本経営統合の推進に影響を及ぼすような懸念はないと考えている旨の説明を受けています。当社特別委員会は、かかる経緯の下、2021年5月14日付で、(i) 上記①に関しては、本経営統合が、当社の企業価値向上に資さないとすべき特段の事情は認められず、また、本経営統合の目的が正当性・合理性を欠くとすべき特段の事情は認められないこと、(ii) 上記②に関しては、本経営統合の条件を検討・交渉する体制、本経営統合の株式移転比率の交渉経緯及び決定過程等において、公正性を疑わせる事情はなく、本経営統合の実施に際して公正性を担保するための措置が取られていることからすると、本経営統合の手続が公正性を欠くとすべき特段の事情は認められないこと、(iii) 上記③に関しては、独立した第三者算定機関であるエイゾンによる株式移転比率の算定結果その他の事項を踏まえると、本経営統合における株式移転比率である上記(1) ① 本株式移転に係る割当ての内容に記載の株式移転比率について、妥当性を欠くとすべき特段の事情は認められないこと、(iv) 上記④に関しては、上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本経営統合が当社の少数株主に及ぼす影響を検討すると、本経営統合を実施する旨の取締役会決議を行うことが当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられること、(v) くふうカンパニ

一によるハイアス社との資本業務提携の件に関する当社及びくふうカンパニーの説明を踏まえると、くふうカンパニーが当該資本業務提携の件を実施中であることが、本委員会の意見に特段の影響を与えるものではないと考えられる旨を内容とする答申書を、当社取締役会に対して提出しております。

ロ. くふうカンパニー

(a) くふうカンパニーにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

くふうカンパニーの取締役のうち、くふうカンパニーの支配株主であり、かつ、当社の取締役を兼任している穂田氏については、利益相反回避の観点から、くふうカンパニーの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、2021年5月14日開催のくふうカンパニーの取締役会においては、穂田氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

なお、本株式移転の比率の交渉は、2021年4月23日から2021年5月13日までの間に合計4回行われ、当該交渉を担当したくふうカンパニーの取締役には、利益相反のおそれのある取締役（穂田氏）は含まれておりません。

(b) くふうカンパニーにおける独立した社外取締役（監査等委員）3名から構成される特別委員会からの答申書の取得

くふうカンパニーの取締役会は、穂田氏及び当社と利害関係を有しないくふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である田丸正敏氏、同じく穂田氏及び当社と利害関係を有しないくふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）である西村清彦氏及びくふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）飯田耕一郎氏の3名から構成される特別委員会を設置し、①本経営統合の目的の正当性、②本経営統合の手続の適正性、③本経営統合に係る移転比率等の条件の妥当性を踏まえた上で、(a) くふうカンパニーの取締役会において本株式移転の承認をすべきか否かについて検討し、くふうカンパニーの取締役会に勧告を行うこと、及び(b) くふうカンパニーの取締役会における本経営統合についての決定が、くふうカンパニーの少数株主にとって不利益でないかについて検討し、くふうカンパニーの取締役会に意見を述べることについて諮問しました。

また、くふうカンパニーの取締役会は、くふうカンパニー特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式移転に関する意思決定を行うこと、及びくふうカンパニー特別委員会が本株式移転の取引条件が妥当でないと判断した場合には、くふうカンパニーの取締役会は当該取引条件によ

る本株式移転の承認をしないこととすることを決議しております。さらに、くふうカンパニーの取締役会は、くふうカンパニー特別委員会に対し、当社との間で取引条件等についての交渉について事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと、上記諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、くふうカンパニー特別委員会の財務のアドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務のアドバイザーをくふうカンパニーの費用負担で選任又は指名すること、並びにくふうカンパニーの役職員から本株式移転に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領することについて権限を付与することを決議しております。

なお、くふうカンパニー特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされています。

くふうカンパニー特別委員会は、2021年3月19日から2021年5月14日までに、会合を合計6回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。くふうカンパニー特別委員会は、かかる検討にあたり、くふうカンパニーの独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるStand by C及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認し、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から上記諮問事項の検討にかかる留意点の説明を受けました。その上で、くふうカンパニー特別委員会は、第三者算定機関であるStand by Cによる株式移転比率の算定結果を入手すると共に、くふうカンパニーより、本株式移転の背景・目的、本株式移転により向上することが見込まれる企業価値の具体的内容、本株式移転後の経営体制・方針、事業計画等についての説明に加え、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率の交渉方針及び決定過程並びに本株式移転の取締役会の意思決定方法及び過程等についての説明を受け、事業計画等の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認すると共に、当社との株式移転比率の交渉方針について承認しています。また、くふうカンパニー特別委員会は、当社に対しても質疑応答を実施し、当社から当社の事業に関する今後の計画及び成長性、本経営統合に係るシナジー等についての説明を受けています。さらに、くふうカンパニー特別委員会は、Stand by Cから株式価値の算定方法及び株式移転比率に関する説明を受け、これらに関する質疑応答を行っております。くふうカンパニー特別委員会は、かかる経緯の下、2021年5月14日付で、(i)上記①に関しては、本経営統合によるシナジーの実現を目指し、これにより統合グループの企業価値向上を目指すという本経営統合の目的には合理性が認められ、本経営統合によるシナジーは実現可能性が合理的に見込めるものであり、本

経営統合にはディスシナジーが特に想定されないため、本経営統合の目的は正当であること、(ii) 上記②に関しては、本経営統合においては、独立した特別委員会の設置、くふうカンパニーにおける独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関からの算定書の取得、くふうカンパニーにおける独立した法務アドバイザーからの助言の取得、利害関係を有する取締役の取締役会における審議・決議及び本経営統合に係る検討・交渉への不参加という各手続が実施されていること、適切な開示により、くふうカンパニーの少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であること、くふうカンパニーが当社より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないことから、くふうカンパニーの少数株主の利益を図る観点から適正な手続が実施されているものと認められること、(iii) 上記③に関しては、(a) 本株式移転の方法をとることは合理性を有すること、(b) くふうカンパニーがStand by Cから2021年5月13日付で取得した株式移転比率に関する算定書におけるDCF法による算定の基礎とされているくふうカンパニー事業計画の策定手続及び内容並びに当社事業計画の内容について特に不合理な点は認められないこと、(c) 当該算定書の算定方法及び算定内容（ハイアス社の株式に関する算定内容及び算定方法を含む）について、特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本経営統合に係る移転比率は、当該算定書における市場株価法による評価レンジ、類似会社比較法による評価レンジ及びDCF法による評価レンジの範囲内であることからすれば、本経営統合に係る移転比率等の条件は妥当であると認められること等を考慮し、くふうカンパニー取締役会は、本経営統合の承認をするべきであると考える旨、及び、くふうカンパニー取締役会における本経営統合についての決定は、くふうカンパニーの少数株主によって不利益なものではないと考える旨の答申書を、くふうカンパニー取締役会に対して提出しております。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当社及びくふうカンパニーは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下の通り決定いたしました。

- ① 資本金の額 10百万円
- ② 資本準備金の額 10百万円
- ③ 利益準備金の額 0円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社とくふうカンパニーが協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

共同持株会社は、本株式移転に際して、当社及びくふうカンパニーが既に発行している新株予約権については、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる共同持株会社の新株予約権を割当て交付いたします。

(1) 当社

第1欄記載の当社の各新株予約権（その内容は本株式移転計画別紙の通り）の新株予約権者に対し、その保有する当該新株予約権に代わる第2欄記載の共同持株会社の各新株予約権を割当て交付いたします。

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社ロコガイド 第1回新株予約権	別紙2-①-1	株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権	別紙2-①-2
②	株式会社ロコガイド 第2回新株予約権	別紙2-②-1	株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権	別紙2-②-2

(2) くふうカンパニー

第1欄記載のくふうカンパニーの各新株予約権（その内容は本株式移転計画別紙の通り）の新株予約権者に対し、その保有する当該新株予約権に代わる第2欄記載の共同持株会社の各新株予約権を割当て交付いたします。

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権	別紙3-①-1	株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権	別紙3-①-2
②	株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権	別紙3-②-1	株式会社くふうカンパニー 第4回新株予約権	別紙3-②-2
③	株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権	別紙3-③-1	株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権	別紙3-③-2
④	株式会社くふうカンパニー 第7回新株予約権	別紙3-④-1	株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権	別紙3-④-2
⑤	株式会社くふうカンパニー 第8回新株予約権	別紙3-⑤-1	株式会社くふうカンパニー 第7回新株予約権	別紙3-⑤-2

5. くふうカンパニーに関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

くふうカンパニーの2020年9月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://locoguide.co.jp/>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 有償新株予約権の発行

くふうカンパニーは、2020年11月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、くふうカンパニー及びくふうカンパニー子会社の取締役、執行役員及び従業員に対する新株予約権を発行することを決議いたしました。本決議に基づき、2020年12月22日開催の取締役会において、本新株予約権の割当てを決議し、くふうカンパニー及びくふうカンパニー子会社の取締役、執行役員及び従業員29名に対し、3,920個を割当てしております。

② 株式会社キッズスターの株式の取得（子会社化）

くふうカンパニーは、2020年11月12日開催の取締役会において、株式会社キッズスターの株式を取得し子会社化するための株式譲渡契約を締結することを決議し、2021年1月4日付で株式会社キッズスターの株式(発行済株式の50.0%)を取得いたしました。

③ ハイアス・アンド・カンパニー株式会社株券に対する公開買付け、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社との資本業務提携、及び第三者割当増資の引受け

くふうカンパニーは、2021年4月14日開催の取締役会において、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の普通株式を金融商品取引法に定める公開買付け（以下、「本公開買付け」）により取得すること、並びに本公開買付けに関連して、同社との間で、資本業務提携契約を締結すること、及び第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」）を引受けすることを決議いたしました。

④ 資金の借入

くふうカンパニーは、2021年4月13日開催の取締役会において、資金の借入（以下、「本借入」）を行うことを決議いたしました。本借入は、本公開買付け及び本第三者割当増資の引受けに充てることを目的としたものです。本公開買付け及び本第三者割当増資の手続きを円滑且つ迅速に進めるため、本借入は借入先がくふうカンパニーの支配株主である穂田誉輝と

なりますが、本借入により調達する資金については、金融機関からの借入による借換えを実施する予定です。

(資金借入の内容)

借入先	穂田 誉輝(注1)
借入金額	23億円
借入利率	年0.5%(固定金利)
借入実行日	2021年5月21日より6月4日までの間
返済期限	6ヶ月(期限前弁済可)(注2)
担保の有無	無担保

(注) 1. 穂田氏は、くふうカンパニーの取締役であり、くふうカンパニーの議決権を56.77%(2021年3月31日現在)保有しています。

2. 金融機関からの借入を実施次第、本借入により調達する資金は返済を予定しております。

⑤ 自己株式の消却

くふうカンパニーは、本株式移転の効力発生日までに、くふうカンパニーが現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(なお、2021年4月30日時点における自己株式は2,601株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。)を、消却する予定であります。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式会社しずおかオンラインの株式の取得(子会社化)

当社は、2021年4月1日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社しずおかオンラインの株式を追加取得することを決議し、2021年4月1日付で同社の株式(発行済株式の65.7%)を取得し完全子会社化いたしました。

② 自己株式の消却

当社は、本株式移転の効力発生日までに、当社が現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(なお、2021年4月30日時点における自己株式は58株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。)を、消却する予定であります。

7. 共同持株会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役となる者は、次の通りであります。

<p>ふ り が な 氏 名 (生年月日)</p>	<p>略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況</p>	<p>(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するくふうカンパニーの株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数</p>
<p>あき た よしてる 穂 田 誉 輝 (1969年4月29日)</p>	<p>1993年4月 ㈱日本合同ファイナンス（現㈱ジャフコ）入社 1996年4月 ㈱ジャック（現㈱カーチスホールディングス）入社 1999年9月 ㈱アイシーピー代表取締役 2000年5月 ㈱カカクコム取締役 2001年12月 同社代表取締役 2007年7月 クックパッド㈱取締役 2012年5月 同社代表執行役 2012年11月 ㈱Zaim取締役（現任） 2015年7月 ㈱みんなのウェディング（現㈱エニマリ）取締役 2017年1月 当社取締役 2017年3月 ㈱オウチーノ取締役 2017年4月 当社代表取締役（現任） 2017年6月 ㈱LITALICO社外取締役（監査等委員） 2018年10月 ㈱くふうカンパニー取締役（現任）</p>	<p>(1) 6,796,000株 (2) 10,234,700株 (3) 38,098,300株</p>

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要、な 兼 職 の 状 況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するくふうカンパニーの株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数
かん ま じゆん 菅 間 淳 (1971年7月26日)	1993年10月 公認会計士第2次試験合格 1995年4月 山一証券㈱入社 1998年2月 プライスウォーターハウスコンサル タント㈱入社 2000年4月 メリルリンチ証券東京支店入社 2003年10月 リーマン・ブラザーズ証券東京支 店入社 2006年7月 ドイツ証券㈱入社 2014年5月 クックパッド㈱執行役 2017年3月 ㈱オウチーノ取締役(現任) 2018年10月 ㈱くふうカンパニー取締役(現任) 2018年10月 ㈱みんなのウェディング(現㈱エ ニマリ) 取締役(現任) 2020年3月 ㈱おうちのアドバイザー (現㈱お うちのくふう) 取締役(現任) 2020年3月 ふくろう少額短期保険㈱ (現くふ う少額短期保険㈱) 取締役(現任) 2021年3月 ㈱キッズスター監査役 (現任)	(1) 12,000株 (2) 106,250株 (3) 155,450株

<p>ふ り が な 氏 名 (生年月日)</p>	<p>略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要、な 兼 職 の 状 況</p>	<p>(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するくふうカンパニーの株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数</p>
<p>にしむら きよひこ 西村 清彦 (1953年3月30日)</p>	<p>1983年1月 東京大学経済学部助教授 1994年11月 東京大学経済学部教授 2003年10月 内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官東京大学大学院経済学研究科教授（併任） 2004年3月 東京大学大学院経済学研究科教授（委嘱） 2005年4月 日本銀行政策委員会審議委員 2008年3月 日本銀行副総裁 2013年3月 東京大学大学院経済学研究科教授 2013年10月 東京大学大学院経済学研究科研究科長・経済学部長 2014年7月 クックパッド㈱取締役 2016年4月 政策研究大学院大学教授 2016年4月 日本女子大学評議員 2016年12月 Market News International Connect Advisory Boardボードメンバー（現任） 2017年4月 東京大学Center for Advanced Research in Finance Distinguished Project Research Fellow 2017年6月 東京大学名誉教授（現任） 2017年12月 ㈱みんなのウェディング（現㈱エニマリ）取締役 2018年4月 政策研究大学院大学特別教授（現任） 2018年10月 ㈱くふうカンパニー取締役（監査等委員）（現任） 2019年4月 日本女子大学理事 2019年10月 総務省顧問（現任） 2020年6月 ㈱ニッセイ基礎研究所特別招聘顧問（現任） 2021年2月 西村アソシエイツ(同)代表社員（現任）</p>	<p>(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するくふうカンパニーの株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数
熊坂 賢次 (1947年1月28日)	1990年4月 慶應義塾大学環境情報学部助教授 1994年6月 慶應義塾大学環境情報学部教授 2001年6月 慶應義塾大学環境情報学部学部長 2003年4月 (公財)ソフトピアジャパン理事長 2004年9月 クックパッド(株)社外取締役 2017年4月 慶應義塾大学環境情報学部名誉教授(現任) 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年1月 (株)Zaim社外監査役(現任) 2019年4月 (同)kenG代表社員(現任) 2019年4月 (一社)FOODFOOD代表理事(現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
橋岡 宏成 (1967年1月23日)	1991年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 1998年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 2004年9月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役 2007年6月 (株)ユナイテッドアローズ社外監査役 2008年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立パートナー弁護士(現任) 2009年3月 昭和情報機器(株)社外監査役 2011年6月 トレンダーズ(株)社外監査役(現任) 2011年6月 (株)イー・ピーカンパニー社外監査役 2014年6月 (株)アイフリークモバイル社外監査役 2017年1月 当社社外監査役 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株

(注) 1. 所有する当社及びくふうカンパニーの株式数は2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式

数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

2. 穂田誉輝氏は、当社及びくふうカンパニーの大株主であり、共同持株会社の株主となる予定です。その他の各候補者と当社及びくふうカンパニーの間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 穂田誉輝氏は、当社及びくふうカンパニーにおける会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当しており、共同持株会社における会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当する予定です。
4. 西村清彦氏、熊坂賢次氏及び橋岡宏成氏は、社外取締役候補者であります。
5. 上記候補者を社外取締役候補者とする理由について
 - ・西村清彦氏は、経済学の研究者としての深い知見に加え、日本銀行において培われた財政・金融その他経済全般にわたる高い見識を有しており、経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外取締役候補者としております。
 - ・熊坂賢次氏は、ネットワーク社会論及びネットワーク調査法の研究者としての専門的見地に加え、有識者としての知見から経営全般に対する助言が期待できると判断し、社外取締役候補者としております。
 - ・橋岡宏成氏は、企業法務に精通した弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言が期待できると判断し、社外取締役候補者としております。
6. 西村清彦氏、熊坂賢次氏及び橋岡宏成氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合、共同持株会社は各氏を独立役員として同取引所に対して届け出る予定であります。
7. 西村清彦氏は現在、くふうカンパニーの監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年8か月となります。
8. 熊坂賢次氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
9. 橋岡宏成氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

10. 西村清彦氏が役員であるくふうカンパニー並びに熊坂賢次氏及び橋岡宏成氏が役員である当社は、共同持株会社の特定関係事業者であります。
11. 共同持株会社は、西村清彦氏、熊坂賢次氏及び橋岡宏成氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項及び共同持株会社の定款第29条第2項に基づき、各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する最低責任限度額としております。

8. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

共同持株会社の会計監査人となる者は、次の通りであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	誠栄監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区神田小川町一丁目1番山城ビル9階	
	その他の事務所	愛知県名古屋市中区栄二丁目9番30号栄山吉ビル3階	
沿 革	1999年4月	誠栄監査法人設立	
	2000年9月	名古屋事務所を愛知県名古屋市中区栄二丁目9番30号栄山吉ビル3階に開設	
	2004年3月	啓陽監査法人と合併	
	2006年3月	東京事務所を千代田区神田小川町一丁目（現住所）に移転	
概 要	資本金	850万円	
	構成人員	代表社員	7名
		公認会計士	16名
		事務職員	3名
		合計	26名
	関与会社数		24社

(注) 2021年10月1日以降、共同株式移転によってくふうカンパニーと経営統合し両社の完全親会社となる共同持株会社の連結決算の一元監査体制を確立するために、現在くふうカンパニーの会計監査人でありました誠栄監査法人を共同持株会社の会計監査人候補者といたしました。なお、当社の監査等委員会は、同監査法人が持つ専門性、独立性及び適切性を勘案し、同監査法人は共同持株会社の会計監査人として適任であると判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。
(1)～(24)（省略）	(1)～(24)（現行通り）
（新設）	<u>(25)</u> 医薬品の販売
（新設）	<u>(26)</u> 各種サービスの仲介、代理業
<u>(25)</u> （省略）	<u>(27)</u> （現行通り）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の内容は、取締役会の委任に基づき、取締役会決議によって選定された取締役で構成される指名委員会が決定したものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	あきた よしてる 梶田 蒼輝 (1969年4月29日)	1993年4月 ㈱日本合同ファイナンス（現㈱ジャフコ）入社 1996年4月 ㈱ジャック（現㈱カーチスホールディングス）入社 1999年9月 ㈱アイシーピー代表取締役 2000年5月 ㈱カカコム取締役 2001年12月 同社代表取締役 2007年7月 クックパッド㈱取締役 2012年5月 同社代表執行役 2012年11月 ㈱Zaim取締役（現任） 2015年7月 ㈱みんなのウェディング（現㈱エニマリ）取締役 2017年1月 当社取締役 2017年3月 ㈱オウチーノ取締役 2017年4月 当社代表取締役（現任） 2017年6月 ㈱LITALICO社外取締役（監査等委員） 2018年10月 ㈱くふうカンパニー取締役（現任）	6,796,000株
2	まえだ たかし 前田 卓俊 (1990年7月1日)	2009年4月 ㈱システック井上入社 2011年11月 ㈱Labit入社 2012年4月 同社取締役 2014年2月 クックパッド㈱入社 2016年12月 当社取締役（現任） 2019年1月 当社技術本部長（現任）	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	かたぎり ゆう 片桐 優 (1977年7月20日)	2004年4月 ㈱インテージ入社 2014年11月 クックパッド㈱入社 2017年3月 ㈱Akarico代表取締役(現任) 2018年4月 ㈱ふじのくに物産取締役(現任) 2018年9月 当社取締役(現任) 2019年1月 当社コンテンツ・パートナー開 発本部長(現任) 2021年2月 ㈱AOBEAT 代表取締役 (現任)	34,000株
4	いけだ たくじ 池田 拓司 (1978年7月13日)	2002年4月 ニフティ㈱入社 2005年4月 ㈱はてな入社 2012年7月 クックパッド㈱入社 2015年1月 同社執行役 2017年4月 デザインアンドライフ㈱ 代表取締役(現任) 2017年9月 当社取締役(現任) 2019年1月 当社ユーザーサービス本部長 2021年4月 当社メディア本部長(現任)	40,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	※ あべ ひろし 阿部 博史 (1975年2月22日)	1999年4月 (株)アイベックスアンドリズム入社 2003年12月 (株)ドン・キホーテ入社 2014年7月 (株)リアリット代表取締役 2017年9月 (株)ドンキホーテ・ホールディングス(現(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス) 取締役 2017年11月 ユニー(株)取締役 2018年2月 (株)ドン・キホーテシェアードサービス(現(株)パン・パシフィックシェアードサービス) 代表取締役 2019年1月 (株)UCS代表取締役 2019年9月 (株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 取締役 2021年1月 (株)ハルニコ代表取締役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者 穂田誉輝氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。その他の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任又は選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」(14ページ)に記載の通りであります。
4. 各候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月31日現在の株式数を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 吉澤航は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
吉澤 航 (1972年1月10日)	1994年4月 新宿監査法人入所 1994年10月 中央監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)入所 1999年3月 メリルリンチ日本証券(株)入社 2007年4月 (株)モルガン・スタンレー・プロパティーズ(現:モルガン・スタンレー・キャピタル(株))入社 2008年5月 ジャパン・ビジネス・アシユアランス(株)入社 2011年10月 吉澤公認会計士事務所代表(現任) 2012年5月 ブライト・パートナーズ(株)代表取締役(現任) 2014年6月 (株)センチュリー21・ジャパン社外監査役(現任) 2019年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 候補者は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと考え、監査等委員である取締役候補者としております。
 4. 候補者は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年8か月となります。
 5. 当社は、候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同候補者の再任が承認された場合は、同候補者との当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新

する予定であります。候補者が再任された場合には同候補者は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」(14ページ)に記載の通りであります。

7. 当社は、候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同候補者の再任が承認された場合には、引続き独立役員となる予定であります。
8. 候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月31日現在の株式数を記載しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の決定に基づいております。

監査等委員会が誠栄監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は株式会社くふうカンパニーと2021年10月1日に共同持株会社である株式会社くふうカンパニー（現くふうカンパニーにつきましては、商号変更の予定であります。）を設立する予定であります。当該共同持株会社設立に関する共同株式移転計画書において、株式会社くふうカンパニーは設立時の会計監査人として誠栄監査法人を選任する計画であり、会計監査人を統一することでグループにおける連結決算及びガバナンスの有効性、効率性等の向上が図られると判断したためであります。なお、当社の監査等委員会は、誠栄監査法人は当社の会計監査人の求められる専門性、独立性及び内部管理体制を有しており、当社の会計監査人として適任であると判断しております。

会計監査人候補者は、次の通りであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	誠栄監査法人		
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区神田小川町一丁目1番山城ビル9階 その他の事務所 愛知県名古屋市中区栄二丁目9番30号栄山吉ビル3階		
沿 革	1999年4月 誠栄監査法人設立 2000年9月 名古屋事務所を愛知県名古屋市に開設 2004年3月 啓陽監査法人と合併 2006年3月 東京事務所を千代田区神田小川町一丁目（現住所）に移転		
概 要	資本金	850万円	
	構成人員	代表社員	7名
		公認会計士	16名
		事務職員	3名
		合計	26名
	関与会社数		24社

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区三田一丁目4番28号
三田国際ビル 地下1階会議室
TEL 03-6368-1052



交通	都営地下鉄大江戸線	赤羽橋駅	赤羽橋口より	徒歩3分
	都営地下鉄三田線	芝公園駅	A2出口より	徒歩7分